

## 《2021 年度後期 指定海外渡航科目参加の条件》

### 【前提】

- ・学生と保証人が海外渡航科目への参加を強く希望していること
- ・渡航にかかるリスクについて当該学科から本人および保証人に十分に説明し、承諾を得ていること。
- ・原則、出発日までにコロナワクチン接種を2回終え、14日以上経過していること
- ・帰国入国後、最大14日間の待機期間を経て3月20日までに帰札できること（単位認定）
- ・海外渡航科目を履修しなくても卒業要件単位数を満たす見込みがあること
- ・出発直前に渡航中止となる可能性があり、キャンセル費用が発生した場合には個人の負担となることを理解していること（各種キャンセルポリシーを確認していること）
- ・帰国入国後の最大14日間の待機期間が終了するまでは公共交通機関を利用できず、帰札することができないことを理解している。そのため、プログラム期間に加えて最大14日間の待機日数があり、宿泊等の費用が自己負担となることを承知しており、その用意があること
- ・帰国入国後の待機宿泊先を予め手配すること
- ・学生のスケジュール（旅程、プログラム内容、受入機関、滞在先等）の詳細について、海外渡航科目担当者が把握していること

### 【出発前】

- ・渡航先国の外務省感染症危機情報レベル及び防疫上の入国・行動制限、必須事項等の最新情報を常に確認し、これに備えること。また、起こり得るリスクを理解していること
- ・既往症等、健康に不安のある者は医師の診断を受け、診断書を提出すること。また、服薬が必要な場合は渡航期間分の用意と持参方法、または、全渡航期間分の用意が難しい場合の対応を、医師と学生本人および保証人が確認していること
- ・海外留学生安全対策協議会（JCSOS）危機管理システム（J-TAS）に加入し、その費用を負担すること
- ・東京海上日動火災保険の海外旅行保険に加入すること（これ以外の海外旅行保険加入者のJ-TAS料金は高くなるため）
- ・J-TASで受けられるサポート内容及び海外旅行保険の補償内容を良く理解していること
- ・本人罹患または体調不良の際には現地のサポート窓口があり、連絡方法等を確認していること。また、サポート内容を確認していること
- ・学生本人またはルームメイト、ホストファミリー等が罹患した場合の滞在場所や、医療体制、生活支援等が確保されていることを確認すること
- ・学生本人、ルームメイト、ホストファミリー等が罹患、または研修先機関内での発症者発生等の場合の通学や授業出席のフロー等について確認していること

### **【渡航中】**

- ・渡航中に大学や研修先から帰国勧告があった場合は、その指示に従うこと。その際の帰国に係る航空便の変更手配、帰国日変更にかかる待機先の変更手配等は個人で行い、変更にかかる費用は自己負担となることを承知していること（航空券の変更手数料、研修費用のキャンセルポリシーを確認していること）
- ・国際線航空便の減便により、帰国便の手配に影響が起り得ることを承知していること
- ・緊急時の連絡のため、現地では電話による通話が可能となるようにすること

以上